

五監公告第 19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

教育委員会 学校教育課

3. 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成29年10月31日～平成29年11月27日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 教育用機器類の賃貸借契約に基づき、各学校に配置された物品について、その確認ができないものが多数見受けられた。紛失であれば速やかな届出が必要である。
定期的に物品の現認を行う等、管理体制を確立するとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ② 各種文化体育大会補助金事務について、学校から提出された書類に記載誤りが散見された。
学校には正確な書類の提出を指導され、事務処理に遺漏の無いよう努められたい。
- ③ 修繕工事や整備工事について、発注にかかる関係書類及び工事着手後の各種届出書等に整合性のとれない事例が散見された。
確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

学校におけるいじめ問題については、さまざまな場面での事例が報道されている。当市においても、その認知件数は増加傾向にある。

今後も、市、学校、関係機関、地域及び家庭等が更に連携を強化し、いじめ防止対策に取り組まれることを強く望むものである。